## スーパー定期

平成 25年1月1日現在

					平成 25年1月1日現在	
1.商品名(愛称)	・自由金利型定期預金 M型 (愛称:スーパー定期)					
	単利型		i !	複利型		
2.販売対象	・法人および個人		・個人のみ	・個人のみ		
	・定型方式		・定型方式			
	1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、 5年		3年、4年、5年			
3.期間	・期日指定方式 1カ月超5年未満		· 期日指定方式 · 3年超5年未満			
	・定型方式の場合は、預入時の申し出し		・同左	— > <\ <u> </u>		
4.預入	<u>金継続、元利金継続)の取扱いができます。</u> 					
(1)預入方法 (2)預入金額	・一括預入 ・100円以上					
(3)預入単位	· 1 円単位					
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。					
6.利息 (1)適用金利	・固定金利		・同左			
	預入金額300万円未満、300万円 時の店頭表示の利率を約定利率として	!				
(2)利払方法	ます。 ・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払 ・満期日以 います。			<b>参に一括して支払います。</b>		
(ב) בין בין				何朔ロ以後に <sup>一</sup> 拍して又払います。		
	利利間 2 年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の 1 年前の応答日までの間に到来する預入日の 1 年前の応答日までの間に到来する預入日の 1 年					
	毎の応答日)以後および満期日以後1 す。	こ分割して支払いま	!			
	なお、中間利払日に支払う利息は、予 中間利払日からその中間利払日の前		! !			
(a) ≑l <del>(x →</del> :+	中間利払利率(約定利率×70%)に。	より計算します。		4 III	r 다 나라고 다회하였다.	
(3)計算方法 	・付利単位を1円とした1年を365[	日と9 る日制計算	・11 利単位を 6 カ月毎の		5日とする日割計算で	
7.税金	・平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、 地方税 5%)の税金がかかります。( ただし、マル優を利用の場合は除きます)					
8.手数料						
	・個人の自動継続扱いのものは、「総合	・□ 応・の均保とする			座」の担保とすることが	
0 Htm 7 7	ことができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に!」 こっぱり。( 貝越利率は担休足期預金の約定利率に 0 .					
9.付加できる 特約事項	0.5%上乗せした利率) ・預入期間2年ものは、中間払利息を定期預金とすることが 上乗せした利率)					
	できます。 ・個人のものはマル優の取扱いができます。 ・マル優の取扱いができます。					
	・満期日前に解約する場合は、下表の		・満期日前に	解約する場合は、下表	の預入期間に応じた中	
	途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。 なお、中間払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を精算します。			途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数に より6カ月毎の複利計算した中途解約利息とともに支払		
			います。			
	13.5.2.3 24.2.1137 23.7.7		•		т —	
			∓以上 ∓未満のもの	4 年以上 5 年未満のもの	5年もの	
			十八川Uノ U Uノ	3 千八川の 007	3480	
10.中途解約時の		り日の普通預金利率 三利率 × 500% 約3	<b>宁利家400/</b>	约宁利安400/	约字利索2007	
取扱い			定利率 × 40% 定利率 × 50%	約定利率 × 40% 約定利率 × 50%	約定利率 × 30% 約定利率 × 40%	
		-101	定利率 × 60%	約定利率×60%	約定利率×50%	
			<del>上刊平 x 00 //。</del> 定利率 x 70%	約定利率×70%	約定利率×60%	
	2年6カ月以上3年未満 約定	三利率×70% 約5	定利率 × 90%	約定利率×80%	約定利率 × 70%	
	3年以上4年未満	約2	定利率 × 90%	約定利率×90%	約定利率 × 80%	
	4年以上5年未満			約定利率×90%	約定利率×90%	
	(注)小数点第4位以下切り捨て					
11.金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。					

12.苦情処理措置· 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時~17時、電話:0278-23-4511 にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター、並びに埼玉弁護士会(電話:048-710-5666)が設置運営する示談あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(9~17時、電話:03-3517-5825)関東地区しんきん相談所(9~17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。	
13.その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書換継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の預金等がある場合には、それらの元本を合計して預金者1人あたり1,000万円までとその利息等が 保護されます)	

## ③ 衬根郡信用金庫